

山口地方裁判所民事第2部

裁判長 山口格之 殿、裁判官 道場康介 殿、裁判官 定松祐太郎 殿

安保法制違憲訴訟山口で証人尋問・本人尋問採用を求める要請

2015年9月15日、集団的自衛権行使を容認する安保法制が強行採決され、成立しました。それは日本国憲法第9条に違反することはもちろん、これまでの政府見解にも背くものでした。多くの市民が「戦争法」と呼び、今なお、「廃止」を求める運動が継続しています。

私たちは、「わやしちゃイケン」と立ち上がり2016年12月26日、原告135名、代理人弁護士19名が、「平和的生存権」や「人格権」、「憲法改正決定権」が侵害されたとして、国家賠償請求を求める安保法制違憲訴訟を山口地方裁判所に提訴しました。

私たちは現在、証人として、宮崎礼壹さん（元内閣法制局長官）半田滋さん（東京新聞論説兼編集委員）飯島滋明さん（名古屋学院大学教授・憲法学）志田陽子さん（武蔵野美術大学教授・憲法学）の4名と6名の原告本人尋問を申請しています。

イエーリングは「自己の権利が蹂躪されるならば、その権利の目的物が侵されるだけでなく己の人格までも脅かされるのである。権利のために闘うことは自身のみならず国家・社会に対する義務である。」と述べています。私たちは権利のために最後まで闘います。そして安保法制が強行採決されたことを決して忘れません。

私たちは、貴裁判所に対し4名の証人採用と原告本人尋問を行っていただき、安保法制は憲法違反という判決を出されるよう強く求めます。

氏名	住所

署名取り扱い団体

呼びかけ団体 安保法制違憲訴訟山口弁護団・原告団・「訴訟の会」
署名集約先 〒753-0074 山口県山口市中央4丁目3-3 山口県労働組合総連合(県労連)
TEL 083-0932-0465 / FAX 083-932-0412